

2023 年度 法務専修生 出願手続要項

I. 制度の概要について

1. 法務専修生制度について

法科大学院の目的である「法曹養成」の理念のもと、本学法務研究科の修了者が法曹資格を得るべく、修了後も引き続き必要な学修を継続するにあたり、大学の施設の一部を利用できるなど、学修支援を受ける制度です。法務専修生とは本学法科大学院（法務研究科）を修了した者で、所定の申請を行い、許可された者を指します。

法務専修生は、司法試験の受験有無・結果（得点）をエクステンションセンターへ報告する必要があります。また法務研究科およびエクステンションセンターから面談の要請があれば、応じる必要があります。

2. 出願資格

法務専修生となるためには、以下の①および②の要件の両方を満たす必要があります。

- ①本学法務研究科の専門職の学位を得たこと または 取得見込であること
- ②法務専修生として出願しようとする翌年度の 4 月 1 日時点で司法試験の受験資格を有していること（「司法試験法（平成 17 年 12 月 1 日施行）」第 4 条を参照）

修了年度	最終の司法試験 受験年度	最終在籍可能期限	今回の 出願
2017 年度終了	2022 年度	司法試験受験資格喪失のため出願不可	不可
2018 年度修了	2023 年度	2023 年度秋学期（2024 年 3 月末まで）	可
2019 年度修了	2024 年度	2024 年度秋学期（2025 年 3 月末まで）	可
2020 年度修了	2025 年度	2025 年度秋学期（2026 年 3 月末まで）	可
2021 年度修了	2026 年度	2026 年度秋学期（2027 年 3 月末まで）	可
2022 年度修了（予定）	2027 年度	2027 年度秋学期（2028 年 3 月末まで）	可

【留学生の在留資格について】

本大学院における法務専修生制度は、法務専修生の身分をもって在留資格「留学」を得られるものではありません。日本国籍を有しない方については、出願時に出願書類として、希望する在籍期間に相当する日本国の在留資格を有することを証明する書類を提出する必要があります。

3. 在籍期間

通年 2023 年 4 月 1 日（土）～ 2024 年 3 月 31 日（日）
 春学期 2023 年 4 月 1 日（土）～ 2023 年 9 月 25 日（月）
 秋学期 2023 年 9 月 26 日（火）～ 2024 年 3 月 31 日（日）

II. 出願手続について

1. 出願期間および方法

（1）出願期間 ※期間終了後はいかなる理由でも受付できません。

春学期・通年：2023 年 3 月 1 日（水）9：00～3 月 9 日（木）17：00

秋学期：2023 年 9 月 1 日（金）9：00～9 月 7 日（木）17：00

(2) WEB 出願方法

以下の URL より出願してください。

＜2023 年 3 月修了予定者・2022 年度秋学期に法務専修生として在籍している方＞

<https://cw.ritsumei.ac.jp/campusweb/SVA40D0.html?key=LNG20221209154524997251625>

＜上記以外の方＞*出願にあたり会員登録が必要となります。

<https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/guest/SVA4FD0.html?key=LNG20221209162523407251625>

(3) WEB 出願書類

以下の項目すべてを回答ください。

①出願者情報

②個人情報の取り扱いに関する同意

③司法試験受験に関する情報提供

④法科大学院修了生サポートシステム」利用に関わる個人情報の取扱いに関する同意

⑤専修生証用写真データ

⑥＜外国籍の方のみ＞希望する在籍期間中に日本国の在留資格を有していることを証明する
在留カード、特別永住者証明書のいずれかの写し

※添付写真について

3 ヶ月以内に撮影した半身脱帽正面向き、背景無地、光沢、枠なしの縦 3cm×横 2.5cm の
カラー写真

2. 許可および手続日程について

(1) 許可判定日

選考のうえ、研究科が以下の許可判定日に許可・不許可を決定し、許可判定日から 2～3 日後
に出願者宛に選考結果を通知します。なお選考にあたり、書類選考に加え面接を行う場合があ
ります。面接を実施した場合、許可通知が遅れる場合があります。

春学期・通年：2023 年 3 月 14 日（火）

秋 学 期：2023 年 9 月 12 日（火）

(2) 登録手続締切日

春学期・通年：2023 年 3 月 28 日（火）

秋 学 期：2023 年 9 月 26 日（火）

(3) 手続方法

上記登録手続締切日までに、許可通知に同封してある振込用紙を使って納入してください
（各金融機関の営業時間内に納入しなければなりません。手続締切日の金融機関収納印有
効）。専修生料は、在籍期間が「通年」の場合は年額、春学期・秋学期のいずれかの場合は
年額の 1/2 となります。納入手続を所定の期日内に行わなかった場合は許可を取り消しま
す。期日内に手続きを完了した方に、「法務専修生証」を交付します。
詳細は許可通知時にお知らせします。

	通年	春学期	秋学期
専修生料	5,000 円	2,500 円	2,500 円

※一旦納入された専修生料は、理由の如何に関わらず返還しません。

III. その他

1. 法務専修生の学籍および取り扱い

(1) 在籍期限

法務専修生は通年もしくはセメスターごとの在籍となり、年度を超えて法務専修生となることを希望する場合は、改めて出願が必要です。また在籍期間が春学期のみの方が秋学期も継続を希望する場合、秋学期出願期間中に「Ⅱ.出願手続について」に基づき、再度出願の手続きが必要となります。ただし2018年度修了生で在籍期間が春学期のみの方は秋学期の出願はできませんのでご注意ください(通年で出願されていた場合は、秋学期も引き続き在籍可能です)。

(2) 証明書

必要に応じて「在籍証明書」の交付を受けることができます(有料)。ただし、通学定期券の購入等のための「通学証明書」および「学生旅客運賃割引証書(学割証)」の交付を受けることはできません。

2. 専修生が利用できる学習環境

(1) 施設利用

在籍期間に限り、本学図書館、朱雀リサーチライブラリー、マルチメディアルーム等の施設を利用することができます。図書の貸し出しについては、在学生と同様の条件です。

(2) 自転車/バイク駐輪場

申込み者は駐輪場を使用することができます。詳細については結果通知時に案内します。

(3) 教室利用

教室の利用については manaba+R に案内している法科大学院で定めるルールに従って申し込みを行ってください。無断での利用は厳禁です。

(4) キャレル・ロッカー

「自習キャレル・ロッカー特別利用」を申し込み、許可された場合のみ、自習キャレルとロッカーがセットで貸与されます(有料)。利用期間は法務専修生としての在籍期間にかかわらずセメスターごとです。申請には法務専修生でかつ申請時に司法試験の受験資格を有している必要があります。そのため 2018年度修了生は秋学期の利用申請ができません。詳細については、「2023年度自習キャレル・ロッカー特別利用募集要項」を参照ください。

(5) Rainbow ユーザーID・学内 Wi-Fi の利用

許可を受けた期間に限り、引き続き法務研究科在学時と同じユーザーID および学内メールアドレスを使用できます。なお修了後、専修生として継続して在籍していない場合、IDの再発行が必要になることがあります。また許可を受けた期間に限り学内 Wi-Fi を利用することができます。

(6) エクステンションセンター講座・模試受験料補助

エクステンションセンター主催の講座を受講することができます。一部講座の受講にあたっては別途料金を徴収するものがあります。またエクステンションセンターが指定する模試の受験料を補助する制度もあります。

(7) 法務研究科教員による指導

オフィスアワー等で、教員からの指導・面談を受けることができます。

(8) 法科大学院修了生サポートシステム(通称:修了生 LET)

2016年度以降の法務専修生許可者は、全員、株式会社TKCの「法科大学院修了生サポートシステム」を利用することが義務づけられました。(2023年度版法科大学院修了生サポートシステムのパンフレット参照。基本サービスコースの利用料金を立命館大学にて負担)なお、登録方

法等は別途案内します。修了生 LET を通じて重要な案内・連絡を行いますので必ずチェックをしてください。また修了生 LET には様々な機能がありますので、今後の学修に大いに活用してください。

(9) キャリアサポートルームの利用

法務専修生も在学生と同様にキャリアサポートルームを利用することができます。manaba+R で予約日時・方法等を案内しますので随時利用してください。

<問い合わせ先>

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1番地

立命館大学 朱雀独立研究科事務室(法務研究科)

TEL : 075-813-8270 FAX : 075-813-8271

MAIL : rits-ls@st.ritsumeit.ac.jp

各位

法務専修生登録とエクステンションセンター企画との 関わりについて

立命館大学法科大学院
立命館大学エクステンションセンター

法務専修生とエクステンションセンター企画との関わりは以下のとおりです。

<ルール>

**エクステンションセンター企画で登録および申込が必要なものについては、
当該年度の法務専修生に対象者を限る**

* 「校友割引制度」は、修了生であれば誰でも申請可能

- ※1 修了生がエクステンションセンターの様々な企画を利用するには法務専修生の身分が必要です。法務専修生の出願期間等に十分ご注意ください。
- ※2 法務専修生の身分を有する場合でも、司法試験の受験資格を失った場合には法務専修生を対象としているエクステンションセンターの企画は利用できません。

以上